

# 第1章 総則

## 第1101条 適用

- 1 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、三重県が発注する工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の工事予定地等において行われる調査業務を含む）に係る設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守しなければならない。
- 4 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に関連がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 測量作業、用地測量、用地調査、工損調査及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
- 6 建築設計業務委託については、三重県建築設計業務委託共通仕様書によるものとする。
- 7 受注者は、「三重県環境影響評価条例」に該当する業務については、三重県環境影響評価条例に準拠して実施するものとする。

## 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、三重県知事をいう。
- 2 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 4 「検査員」とは、設計業務等の完了の確認にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 7 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要項」に基づいて作成された書類をいう。
- 10 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 12 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 14 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 15 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 16 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 17 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 18 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- 19 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- 22 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問い正すことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 26 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 28 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- 29 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 30 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 31 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

#### 第1103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務等に着手し、発注者に届け出をしなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

#### 第1104条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第1105条 監督員

- 1 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員はその指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

#### 第1106条 管理技術者

- 1 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。なお、設計図書で定める場合はこの限りではない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等の意志表示を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

- 6 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 7 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

#### 第1107条 照査技術者及び照査の実施

- 1 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 2 照査技術者は、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはR C C Mの資格保有者でなければならない。なお、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

#### 第1108条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請負代金代理受領承諾願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、三重県が発注する業務については、契約時又は完了時において、委託料500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更があった場合は変更があった日から10日以内に、業務が完了したら完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

また、（財）日本建設情報総合センターへ提出については、原則として公衆電話回線を利用したオンラインで提出するものとする。

なお、農林水産商工部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は完了時において、委託料500万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づき、登録データを作成し、監督員の確認を受けた後、（社）農



業農村整備情報センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、(社)農業農村整備情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第1109条 打合せ等

- 1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

#### 第1110条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 業務工程表	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果品の内容、部数
(7) 使用する主な図書及び基準	(8) 連絡体制（緊急時含む）
(9) その他	

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

#### 第1111条 資料の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第1112条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

#### 第1113条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果品の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて成果品を変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第1114条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第1115条 成果物の提出

- 1 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を委託業務完成報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品を部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。（従来単位を併記してもよい。）
- 4 受注者は、特記仕様書に定めがある場合、又は監督員の指示、又は承認を受けた場合は国土交通省の土木設計業務等の電子納品要領（案）に基づき成果を電子記憶媒体にして提出するものとする。なお、成果数値データ以外の成果を電子記憶媒体にファイルする場合は、その記録様式の説明書及び記録様式を示す出力用紙の一部を添付するものとする。  
また、成果物を紙で提出する場合は、原則として両面コピーとする。

#### 第1116条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第1117条 検査

- 1 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 設計業務等成果品の検査
  - (2) 設計業務等管理状況の検査設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等による検査

#### 第1118条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第1119条 条件変更等

- 1 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は委託業務打合せ簿によるものとする。

#### 第1120条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1119条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### 第1121条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### 第1122条 一時中止

- 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。
  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認められた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指



示に従わなければならない。

#### 第1123条 発注者の賠償責任

- 1 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
  - (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
  - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第1124条 受注者の賠償責任

- 1 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
  - (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
  - (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
  - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第1125条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第1126条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者のうち、指名停止期間中である者を協力者に選任してはならない。

#### 第1127条 成果品の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第1128条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、契約書第6条第5項の定めに従う場合はこの限りではない。

#### 第1129条 安全等の確保

- 1 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 6 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
  - (2) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
  - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

- 9 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

## 第2章 設計業務等一般

### 第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書ならびに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

### 第1202条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

### 第1203条 設計業務等の種類

- 1 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
- 2 この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

### 第1204条 調査業務の内容

- 1 調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。
- 2 なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

### 第1205条 計画業務の内容

- 1 計画業務とは、第1111条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。
- 2 なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

### 第1206条 設計業務の内容

- 1 設計業務とは、第1111条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計、詳細設計、構想設計、基本設計、実施設計及び補足設計を行うことをいう。
- 2 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
- 3 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
- 4 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概



略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

- 5 なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。
- 6 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。
- 7 構想設計とは、地形図、地質資料、現地調査結果、設計事例、経験等に基づき概略設計によるタイプの検討、標準図の作成、概略数量計算、概算工事費の算定などを行うもので、あわせて今後の調査設計の指針を確立するために行う設計をいう。
- 8 基本設計とは、調査、試験等基礎資料が概略整備された段階において、標準断面による構造計算、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算、概算工事費の算定など、予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。
- 9 細部設計とは、基本設計の後を受けて、採択した構造形式の形状手法を定め、その法定に必要な配筋計算・数量計算及び配筋図作成までの設計をいう。
- 10 実施設計とは、調査、試験等基礎資料が整備された段階において、詳細な構造計算・水理計算に基づく、平面図、縦横断面図、構造物等の詳細図、数量計算、施行計画、概算工事費の算定など詳細な設計を行うもので、工事実施に必要な設計をいう。
- 11 補足設計とは、追加調査結果等により、工事実施のための細部な設計を行い、実施設計を補足するために行う設計をいう。

#### 第1207条 調査業務の条件

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、第1111条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1111条に定める貸与資料等および設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1111条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、設計図書および第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

#### 第1208条 計画業務の条件

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、第1111条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1111条に定める貸与資料等および設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を

整理し、監督員の承諾を得るものとする。

- 3 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1111条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、設計図書および第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

#### 第1209条 設計業務の条件

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、第1111条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1111条に定める貸与資料等および設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、本条2項において、第1111条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、設計図書および第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
- 5 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
- 6 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S , J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
- 7 設計において、国土交通省土木構造物標準設計図集に集録されている構造物又は自動設計プログラム（建設省）を採用するもの及び農林水産省土地改良事業標準設計図面集に収録されている構造物を採用するものについては、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。尚これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
- 8 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
- 9 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生抑制、再利用の促進、適正処理の視点を取り入れた設計を行うものとする。
- 10 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。

#### 第1210条 調査業務及び計画業務の成果

- 1 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
- 2 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等の特記仕様書に定められた調

査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。

- 3 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
- 4 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
- 5 受注者は、成果品の作成にあたって、別添の成果品作成要領又は特記仕様書によるものとする。

#### 第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

- 1) 計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、別添の成果品作成要領又は特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、別添の成果品作成要領又は特記仕様書に示す数量積算要領により工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計・予備設計・構想設計・基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

- 1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- |           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| (イ) 計画工程表 | (ロ) 使用機械  | (ハ) 施工方法    |
| (ニ) 施工管理  | (ホ) 仮設備計画 | (ヘ) 特記事項その他 |

- 2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

#### 第1212条 コスト縮減対策

コスト縮減対策の検討に当たり、コスト縮減留意書を作成するものとする。

(1) 予備設計時（基本設計時等）において、以下の対応を行うものとする。

（詳細設計時（実施設計時等）に検討すべきコスト縮減提案

当業務では、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時（実施設計時等）に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案は予備設計（基本設計等）を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（コスト縮減の観点から詳細設計時（実施設計時等）に一層の検討を行うべき事項）について、詳細設計（実施設計等）を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

#### コスト縮減留意書

予備設計の内容 （基本設計等）	詳細設計時(実施設計時等)に検討 すべきコスト縮減提案及び効果	関連する検討事項 及び問題点

(2) 概略設計時において、以下の対応を行うものとする。

後段階で予備設計（基本設計等）を行う概略設計業務の場合は、1)における「詳細設計（実施設計等）」を予備設計に、「予備設計（基本設計等）」を「概略設計」に読み替えてコスト縮減留意書を作成する。

#### 第1213条 建設副産物対策

建設副産物対策の検討に当たり、リサイクル計画書を作成するものとする。(別添1, 2参照)



# リサイクル計画書（概略設計・予備設計・構想設計・基本設計）

## 1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用可能量	再生材利用可能量	新材利用可能量	再生資源利用率 ( $\frac{\text{再生材利用可能量}}{\text{利用量}} \times 100$ )	備考
土 砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用可能量	他工事への搬出可能量	再資源化施設への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 ( $\frac{\text{現場内利用可能量}}{\text{発生量}} \times 100$ )	備考
建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

地図、航空写真、踏査等から検討する。

利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計算する。

# リサイクル計画書（詳細設計・実施設計・細部設計）

## 1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用可能量	再生材利用可能量	新材利用可能量	再生資源利用率 ( $\frac{\text{再生材利用可能量}}{\text{利用量}} \times 100$ )	備考
土 砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内利用可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施設 への搬出可能量	最終処分	現場内利用率 ( $\frac{\text{現場内利用可能量}}{\text{発生量}} \times 100$ )	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第2種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第3種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第4種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	泥土（浚渫土）	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	

建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）  
泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

主要技術基準及び参考図書

	名 称	編集又は発行所名	発行年月
[ 1 ] 共通			
1	建設省土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	
2	自動設計プログラム	建設省(国土開発技術研究センター運用)	
3	土木学会基準(平成10年度版)	土 木 学 会	H10.4
4	土木製図基準(平成11年度版)	土 木 学 会	H11.4
5	水理公式集	土 木 学 会	S60.2
6	JISハンドブック	日 本 規 格 協 会	H5.
7	公共工事の発注における工事安全対策要綱解説	全日本建設技術協会	H5.1
8	土木工事安全施工技術指針の解説	国 土 開 発 技 術	H7.2
9	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説	国 土 開 発 技 術	H5.2
10	建設機械施工安全技術指針	建 設 省	H6.11
11	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日 本 建 設 機 械 化 協 会	H6.3
12	三重県公共工事共通仕様書	三 重 県	H11.7
13	土質調査法	地 盤 工 学 会	S57.12
14	土質試験の方法と解説	地 盤 工 学 会	H2.5
15	地質調査資料整理要領(案)	日 本 建 設 情 報	S61.11
16	建設省公共測量作業規程	日 本 測 量 協 会	H8.4
17	建設省公共測量作業規程記載要領	日 本 測 量 協 会	H8.4
18	農林水産省構造改善局公共測量作業規程及び同運用基準	農 林 水 産 省 構 造 改 善 局	
19	ボーリング柱状図作成要領(案)	日 本 建 設 情 報	S61.11
20	コンクリート標準示方書	土 木 学 会	H8.6
21	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)	全日本建設技術協会	
22	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H3.3
23	トンネル標準示方書(山岳編)・同解説	土 木 学 会	H8.4
24	トンネル標準示方書(シールド編)・同解説	土 木 学 会	H8.4
25	トンネル標準示方書(開削編)・同解説	土 木 学 会	H8.4
26	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日 本 ト ン ネル 技 術 協 会	H11.
27	地中送電線土木工事における構造物接近部設計・施工指針	日 本 ト ン ネル 技 術 協 会	S60.11
28	シールド工事に用標準セグメント	日 本 下 水 道 協 会	改訂中
29	下水道施設計画・設計指針と解説(前、後編)	日 本 下 水 道 協 会	H6.
30	防雪工学ハンドブック(新編)	日 本 建 設 機 械 化 協 会	S63.3
31	軟岩評価一調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H4.11
32	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地 盤 工 学 会	H2.6
33	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日 本 ア ン カ ー 協 会	H10.6
34	ジェットグラウト工法技術資料	ジ ェ ッ ト グ ラ ウ ト 協 会	H6.6
35	ジェットグラウト工法(積算資料)	ジ ェ ッ ト グ ラ ウ ト 協 会	H6.6
36	大深度土留め設計・施工指針(案)	先 端 建 設 技 術 セ ン タ ー	H6.10
37	土木研究所資料対規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建 設 省 土 木 研 究 所	H4.3
38	薬液注入工法設計資料	日 本 薬 液 注 入 協 会	H6.

	名 称	編集又は発行所名	発行年月
39	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	H 6.
40	近接基礎設計・施工要領 (案)	建設省土木研究所	
41	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置に関する指針	日本火災報知器工業会	
42	高圧受電設備指針	日本電気協会	
43	非常用の照明設備に関する指針	日本電設工業協会	
44	防災設備の電源と配線に関する指針	営繕協会	
45	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全センター	
46	日本建設機械要覧 (1998年版)	日本建設機械化協会	H10.3
47	建設作業振動対策マニュアル	日本建設機械化協会	H 6.4
48	建設発生土利用技術マニュアル	土木研究センター	H 6.7
49	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H11.3
50	建設汚泥リサイクル指針	先端建設技術センター	H11.11
51	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	H 4.
[ 2 ] 河川・海岸・砂防・ダム・港湾・漁港関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S 60.9
2	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針	建設省	S 60.9
3	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2.4
4	改訂建設省河川砂防技術基準 (案) 調査編	日本河川協会	H 9.10
5	改訂建設省河川砂防技術基準 (案) 計画編	日本河川協会	H 9.10
6	改訂建設省河川砂防技術基準 (案) 設計編 ( ・ )	日本河川協会	H 9.10
7	河川管理施設等構造令 (改定解説)	日本河川協会	H12.1
8	[解説] 工作物設置許可基準	日本河川協会	H 9.12
9	防災調節池等技術基準 (案)	日本河川協会	S 563.1
10	流域貯留施設等技術指針 (案)	日本河川協会	S 61.10
11	増補流域貯留施設等技術指針 (案)	日本河川協会	H 5.5
12	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H11.4
13	港湾構造物標準設計	日本港湾協会	S 46.
14	港湾要覧	日本港湾協会	H 2.
15	水門鉄管技術基準	水門鉄管協会	S 56.11
16	河川土工マニュアル	国土開発技術	H 5.
17	ダム・堰施設技術基準 (案) 基準解説編、マニュアル編	ダム・堰施設技術協会	H11.
18	防災調節池等技術基準 (案) 解説と設計実例	日本河川協会	S 63.1
19	揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 解説	河川ポンプ施設技術協会	H 2.1
20	海岸保全施設築造基準解説	連絡協議会	S 62.4
21	海岸便覧	全国海岸協会	S 59.3
22	(第2次改訂) ダム設計基準	日本大ダム協会	S 55.8
23	仮締切提設置基準	建設省治水課	S 46.12
24	堤防余盛基準	建設省治水課	S 44.1



	名 称	編集又は発行所名	発行年月
25	ダム基礎地質調査基準	大 ダ ム 会 議	S 51.3
26	ダム構造物管理基準	大 ダ ム 会 議	S 48.11
27	水管橋設計基準	日 本 水 道 鋼 管 協 会	S 47.8
28	河川改修事業関係例規集	日 本 河 川 協 会	毎年発行
29	河川水辺の国勢調査マニュアル (案) (生物調査編)	リバーフロント整備センター	最新年
30	河川水辺の国勢調査マニュアル (案) ダム湖版 (生物調査編)	ダム水源池整備センター	最新年
31	河川関係法令例規集	第 一 法 規	
32	自然に配慮した川づくりの手引き (案)	三 重 県	H13.4
33	海岸保全施設構造例規集	全 国 海 岸 協 会	S 57.3
34	ジャケット式鋼製護岸設計指針	鋼 管 杭 協 会	S 52.3
35	砂防関係法令例規集	全 国 治 水 砂 防 協 会	毎年発行
36	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H 10.6
37	海岸等の植樹基準 (案)	建 設 省 治 水 課	H 5.
38	砂防指定地指定実務要領	全 国 加 除 法 令 出 版	H元.10
39	河道内樹木の伐採・植樹のためのガイドライン (案)	リバーフロント整備センター	H 6.2
40	都市河川計画の手引き洪水防御計画編	国 土 開 発 技 術	H 5.6
41	護岸設計業務ガイドライン	国 土 開 発 技 術	H 5.
42	樋門・樋管設計業務ガイドライン	国 土 開 発 技 術	H 6.
43	堰・床止め設計業務ガイドライン	国 土 開 発 技 術	H 7.
44	海岸保全計画の手引き	全 国 海 岸 協 会	H 6.3
45	緩傾斜堤の設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H元.9
46	人工リーフの設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H 4.6
47	治水経済調査要綱	建 設 省 河 川 局	H 6.10
48	港湾調査指針	日 本 港 湾 協 会	S 62.6
49	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H 3.3
50	人工海浜の建設技術マニュアル	運 輸 省	S 54.4
51	ビーチ計画・設計マニュアル	日 本 マ リ ー ナ ビ ー チ 協 会	H 4.8
52	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿 岸 開 発 技 術	H 3.5
53	農地防災事業便覧	地 球 社	H 4.10
54	漁港計画の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 7.3
55	漁港海岸事業設計の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 8.9
56	漁港の技術指針 (1999年版)	全 国 漁 港 協 会	H 11.11
57	人工魚礁漁場造成計画指針	全 国 沿 岸 漁 業 振 興 開 発 協 会	H 12.
58	沿岸漁場整備開発事業施設設計指針	全 国 沿 岸 漁 業 振 興 開 発 協 会	H 4.
59	水と緑の溪流づくり調査	建 設 省 砂 防 部	H 3.
60	溪流環境整備計画策定マニュアル (案)	建 設 省 砂 防 部	H 6.
61	砂防における自然環境調査マニュアル (案)	建 設 省 砂 防 部	H 3.
62	ダム基礎岩盤グラウチングの施工指針	土 木 学 会	H 7.
63	ダム貯水池水質調査要領	国 土 開 発 技 術	S 55.6
64	グラウチング技術指針・同解説	国 土 開 発 技 術	S 58.12

	名 称	編集又は発行所名	発行年月
65	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	H 5.3
66	多段落査工設計指針 (案)	建設省土木研究所	S 63.5
67	総合土石流対策基本計画作成マニュアル (案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H元.9
68	土石流危険渓流および危険区域調査要領	建設省砂防部	H11.6
69	鋼製砂防構造物設計チェックリスト (案)	砂防・地すべり技術センター	H 5.4
70	地すべり対策事業の手引き (平成11年版)	全国治水砂防協会	H12.3
71	斜面崩壊防止の設計と実例	全国治水砂防協会	H 8.7
72	砂防、地すべり防止施設事例集	全国治水砂防協会	H 8.7
73	砂防計画論	全国治水砂防協会	S 58.12
74	大型砂防ダム設計・施工事例集	全国治水砂防協会	S 52.8
75	ダム年鑑 (2000年度版)	ダム技術センター	H12.2
76	フィルダムの耐震設計指針 (案)	国土開発技術研究	H 3.6
77	多目的ダムの建設	全国建設研修センター	S 62.12
78	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H 4.3
79	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土開発技術	S 59.6
80	発電用水力設備の技術基準と官公庁手続き	通産省資源エネルギー庁	
81	ダムの地質調査	土木学会	S 61.10
82	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4.4
83	孔内載荷試験の現状と課題	土木学会	S 63.
84	軟岩の調査・試験の指針 (案)	土木学会	H 3.11
85	美しい山河を守る災害復旧基本方針	全国防災協会	H11.
86	土石流対策技術指針 (案)	建設省	H12.7
87	流木対策指針 (案)	建設省	H12.7
88	土石流危険渓流カルテ作成要領 (案)	建設省	H11.6
89	がけ崩れ対策の手続き (平成10年度版)	全国地すべりがけ崩れ対策協議会	H11.3
90	最新フィルダム工学	電力土木技術協会	
91	河川関係工作物の手続き	公共事業通信社	
92	アースマニュアル	日本大ダム会議	
[ 3 ] 道路関係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S 60.9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H 9.7
4	道路技術基準通達集	道路技術研究会	H 6.5
5	全国道路交通情勢調査実施要綱	建設省道路局	
6	歩道における段差及び勾配等に関する基準	建設省	H11.
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2.2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S 49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S 60.3
10	交通工学ハンドブック	交通工学研究会	S 59.1

	名 称	編集又は発行所名	発行年月
11	クロソイドポケットブック (改訂版)	日 本 道 路 協 会	S 49. 8
12	道路の交通容量	日 本 道 路 協 会	S 59. 9
13	道路の交通容量	交 通 工 学 研 究 会	S 62. 2
14	HIGHWEY CAPACITY MANUAL		
15	平面交差の計画と設計・基礎編	交 通 工 学 研 究 会	S 59. 7
16	平面交差の計画と設計・応用編	交 通 工 学 研 究 会	H元. 5
17	交通信号の手引き	交 通 工 学 研 究 会	H 6. 7
18	市街地道路の計画と設計	交 通 工 学 研 究 会	S 63.12
19	道路環境整備のための手引き	日 本 道 路 協 会	S 51. 7
20	道路環境整備マニュアル	日 本 道 路 協 会	H元. 1
21	道路環境整備マニュアル (案) ・	道 路 環 境 研 究 所	S 63.11
22	道路土工要綱	日 本 道 路 協 会	H 2. 8
23	道路土工 - 土質調査指針	日 本 道 路 協 会	S 61.11
24	道路土工 - 施工指針	日 本 道 路 協 会	S 61.11
25	道路土工 - 排水工指針	日 本 道 路 協 会	S 61. 5
26	道路土工 - のり面工・斜面安定工指針	日 本 道 路 協 会	H11. 3
27	道路土工 - 軟弱地盤対策工指針	日 本 道 路 協 会	S 61.11
28	道路土工 - 擁壁・カルパート・仮設構造物工各指針	日 本 道 路 協 会	H11. 3
29	鉄筋コンクリートプレキャストボックスカルパート道路埋設指針	全国ボックスカルパート協会	H 3. 7
30	P C ボックスカルパート道路埋設指針	日本P C ボックスカルパート製品	H 3.10
31	のり砕工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H元. 3
32	道路橋示方書・同解説 ( ・ )	日 本 道 路 協 会	H 8. 1 2
33	道路橋示方書・同解説 ( ・ )	日 本 道 路 協 会	H 8. 1 2
34	道路橋示方書・同解説 ( ・ )	日 本 道 路 協 会	H 8. 1 2
35	道路橋示方書・同解説 ( )	日 本 道 路 協 会	H 8. 1 2
36	道路橋示方書・同解説 ( S I 単位移行に関する参考資料)	日 本 道 路 協 会	H10. 7
37	鋼道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	S 55. 9
38	鋼道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	S 60. 2
39	道路橋耐風設計便覧	日 本 道 路 協 会	H 3. 7
40	杭基礎設計便覧	日 本 道 路 協 会	H 4.10
41	杭基礎施工便覧	日 本 道 路 協 会	H 4.10
42	鋼管矢板基礎設計指針同解説	日 本 道 路 協 会	S 59. 4
43	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	H 9.12
44	地中連続壁基礎設計施工指針・同解説	日 本 道 路 協 会	H 3. 7
45	立体横断施設技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S 54. 1
46	コンクリート道路橋設計便覧	日 本 道 路 協 会	H 6. 2
47	コンクリート道路橋施工便覧	日 本 道 路 協 会	H10. 1
48	プレキャストブロック工法によるプレキャストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日 本 道 路 協 会	H 4.10

	名 称	編集又は発行所名	発行年月
49	道路橋支承標準設計	日 本 道 路 協 会	H 5.4
50	道路橋支承標準設計	日 本 道 路 協 会	H 5.5
51	道路橋伸縮装置便覧	日 本 道 路 協 会	S 45.4
52	道路橋支承便覧	日 本 道 路 協 会	H 3.7
53	鋼道路橋塗装便覧	日 本 道 路 協 会	H 2.6
54	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日 本 道 路 協 会	H 2.6
55	道路橋補修便覧	日 本 道 路 協 会	S 54.2
56	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日 本 道 路 協 会	H 3.7
57	小規模吊橋指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S 59.4
58	道路橋の塩害対策指針（案）・同解説	日 本 道 路 協 会	S 59.2
59	鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日 本 道 路 協 会	S 62.1
60	鋼構造架設計指針土木学会編	土 木 学 会	H 9.
61	美しい橋のデザインマニュアル	土 木 学 会	H 5.7
62	道路橋景観便覧 ・橋の美 ・橋の美 ・橋の美（橋梁デザインノート）	日 本 道 路 協 会	S 52.6 S 56.6 H 4.5
63	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説	日 本 道 路 協 会	S 60.12
64	道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	日 本 道 路 協 会	H 元.6
65	道路トンネル安全施工技術指針	日 本 道 路 協 会	H 8.10
66	道路トンネル維持管理便覧	日 本 道 路 協 会	H 5.11
67	道路トンネル観察・計測指針	日 本 道 路 協 会	H 5.11
68	セメントコンクリート舗装要綱	日 本 道 路 協 会	S 59.2
69	アスファルト舗装要綱（改訂版）	日 本 道 路 協 会	H 4.12
70	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	日 本 道 路 協 会	H 2.11
71	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	日 本 道 路 協 会	H 4.12
72	簡易舗装要綱（昭和54年版）	日 本 道 路 協 会	S 54.10
73	アスファルト混合所便覧（平成8年版）	日 本 道 路 協 会	H 8.10
74	プラント再生舗装技術指針	日 本 道 路 協 会	H 4.12
75	砂利道の歴青路面処理指針	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S 59.
76	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）	日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会	S 61.
77	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S 57.
78	製鋼スラグを用いたアスファルト	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S 57.
79	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S 60.
80	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ ブ ロ ッ ク 協 会	S 62.
81	道路設計要領	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 8.1
82	構内舗装・排水設計標準	営 繕 協 会	H 5.
83	併用軌道構造設計指針	日 本 道 路 協 会	S 37.
84	路上再生路盤工法技術指針（案）	日 本 道 路 協 会	S 62.

	名 称	編集又は発行所名	発行年月
85	路上表層再生工法技術指針 (案)	日 本 道 路 協 会	S 63.11
86	道路維持修繕要綱 (改訂版)	日 本 道 路 協 会	S 53. 7
87	舗装試験法便覧	日 本 道 路 協 会	S 63.11
88	道路震災対策便覧 (震前対策編)	日 本 道 路 協 会	S 63. 2
89	道路震災対策便覧 (震前復旧編)	日 本 道 路 協 会	S 63. 2
90	道路橋の耐震設計に関する資料	日 本 道 路 協 会	H 9. 3
91	道路橋の耐震設計に関する資料 (耐震設計計算例)	日 本 道 路 協 会	H 10. 1
92	落石対策便覧	日 本 道 路 協 会	S 58. 7
93	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S 63.12
94	道路防雪便覧	日 本 道 路 協 会	H 2. 5
95	共同溝設計指針	日 本 道 路 協 会	S 61. 3
96	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領 (案)	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 6. 3
97	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領 (案)	建 設 省 土 木 研 究 所	S 59.10
98	キャブシステム技術マニュアル (案) 解説	開 発 問 題 研 究 所	H 5. 8
99	防護柵設置基準同解説	日 本 道 路 協 会	H 10.11
100	車両用防護柵標準仕様同解説	日 本 道 路 協 会	H 11. 3
101	防護柵設置要綱・資料集	日 本 道 路 協 会	S 61. 8
102	道路標識設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S 62. 1
103	視線誘導標設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S 59.10
104	道路照明施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S 56. 4
105	道路照明機材仕様書	建 設 電 気 技 術 協 会	H元. 3
106	道路反射鏡設置指針	日 本 道 路 協 会	S 55.12
107	視覚障害者誘導用ブロック設置設計・同解説	日 本 道 路 協 会	S 60. 9
108	道路標識ハンドブック89年版	全 国 道 路 標 識 表 示 業 協 会	H元.12
109	道路標示ハンドブック	全 国 道 路 標 識 表 示 業 協 会	S 58. 7
110	改訂路面標示設置の手引き (第2版)	交 通 工 学 研 究 会	H 5. 1
111	駐車場設計・施工指針 同解説	日 本 道 路 協 会	H 4.11
112	道路橋耐風設計便覧	日 本 道 路 協 会	H 3. 7
[ 4 ] 機械・設備等			
1	日本電機工業会標準規格 ( J E M )	日 本 電 機 工 業 会	-
2	建築設備設計基準	営 繕 協 会	H 6. 1
3	電気設備工事共通仕様書	営 繕 協 会	H 6. 1
4	機械設備工事共通仕様書	営 繕 協 会	H 6. 1
5	建築工事共通仕様書	営 繕 協 会	H 6. 1
[ 5 ] 土地改良関係			
1	土地改良事業計画設計基準	農 業 土 木 学 会	-
2	土地改良事業計画指針	農 業 土 木 学 会	-
3	土地改良事業標準設計	農 業 農 村 整 備 情 報 総 合 セ ン タ ー	-
4	鋼構造計画設計技術指針	農 業 土 木 事 業 協 会	-



	名 称	編集又は発行所名	発行年月
5	電気設備計画設計技術指針	農業土木機械化協会	-
6	水管理制御方式技術指針	農業土木機械化協会	-
7	圃場整備事業便覧	公共事業通信社	-
8	圃場整備の実務	公共事業通信社	-
9	農業農村整備事業計画作成便覧	地球社	-
10	応用水門統計学 (岩井・石黒)	森北出版	-
11	鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説	日本建築学会	-
12	農村整備	農村整備編集委員会	-
13	農村整備ハンドブック	農村整備研究会	-
[ 6 ] 上下水道関係			
1	水道施設設計指針・解説	日本水道協会	-
2	簡易水道施設設計指針	全国簡易水道協議会	-
3	水道施設設計指針	日本水道協会	H12.
4	水道施設耐震工法指針・解説	日本水道協会	H9.
5	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術	S58.3
6	下水道用セラミックパイプ (陶管) 道路埋設指針	全国陶管工業組合	H4.3
7	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	硬質塩化ビニル協会	H5.3
[ 7 ] 工業用水関係			
1	工業用水道施設設計指針・解説	日本工業用水協会	H元.
[ 8 ] 電気関係			
1	(解説) 電気設備の技術基準	通商産業省・資源エネルギー	H4.4
2	内線規定	日本電気協会	H2.6
3	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	-
4	電気規格調査会標準規格 (JEC)	電気学会	-
5	日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術規程 (JEAC)	日本電気協会	-
6	日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術指針 (JEAC)	日本電気協会	-
7	電気協同研究	電気協同研究会	-
[ 9 ] 林道関係			
1	林道必携 (技術編)	日本林道協会	H10.5
[10] 治山関係			
1	治山技術基準解説 総則・山地治山編	日本治山治水協会	H11.7
2	治山技術基準解説 保安林整備編	日本治山治水協会	H12.7
3	治山技術基準解説 地すべり防止編	日本治山治水協会	S62.3
4	治山技術基準解説 防災林造成編	日本治山治水協会	H4.11
5	治山ダム・土留工断面表	(財) 林業土木コンサルタンツ	H11.9
6	森林整備必携 (治山設計編)	日本治山治水協会	H12.5